主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人山本雅彦、同仲田賢三の上告趣意のうち、憲法三一条、三七条一項違反をいう点は、第一審裁判官が本件につき予断を抱いていたとも審理を尽くしていないとも認められないとした原審の判断は相当であるから、前提を欠き、判例違反をいう点は、原判決が何ら判断を示していない事項に関するものか、本件とは事案を異にする判例を引用するものであつて、いずれも前提を欠き、その余は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

昭和五四年九月五日

最高裁判所第一小法廷

找判長裁判官	本	Щ		亨
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	戸	田		弘
裁判官	中	村	治	朗